

返戻金制度について

生き甲斐株式会社

神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町 401 番地 1 2 階
(有料職業紹介事業許可番号 14-ユ-302097)

◆ 返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により早期に退職する等して雇用が終了した場合は、受領した手数料のうち次の割合を返戻する制度です。

- (1) 入社日から 30 日以内に退職した場合 本件報酬の 50%
- (2) 入社日から 30 日超 60 日以内に退職した場合 本件報酬の 30%
- (3) 入社日から 60 日超 90 日以内に退職した場合 本件報酬の 20%
- (4) 入社日から 90 日超に退職した場合 本件報酬の返金なし

但し、求人者の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反しそれを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととします。また、別途、契約書や覚書等により取決めがある場合は、その内容を優先します。

成功報酬の払戻については、その自由発生的事実を求人者様が弊社に書面で申し入れを行い、弊社がその申し出を受理した時点より 20 営業日以内に返金を行います。

※非常勤雇用で採用した場合はこの返戻金制度は適用致しません。

次に記載する事由により採用決定者が短期退職に至った場合は、返戻金制度の対象外とさせて頂いております。

- (1) 労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- (2) 就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- (3) 人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- (4) 職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- (5) 事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- (6) 天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- (7) 当該労働者の退職日より 1 ヶ月以内に退職を証明できる書類、又は書面での申し入れを当社に提出しなかった場合
- (8) その他、双方協議の上、返金の必要がないと判断された場合